

猟銃等の製造事業の許可

根拠条文

武器等製造法第17条第1項

猟銃等の製造の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする猟銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

同法第17条2項

第5条第1項第2号及び第5号の規定は、前項の場合に準用する。

同法第5条第1項第2号及び第5号

二 当該武器等の保管のための設備が経済産業省令で定める要件を備えること。

五 申請者が次に掲げる事由に該当しないこと。

イ この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

ロ 第15条の規定により製造の事業の許可を取り消され、取消の日から3年を経過しない者

ハ 最近3年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられその情状が武器製造事業者として不適切な者

ニ 成年被後見人

ホ 法人であって、その業務を行う役員のうちイからニまでの一に該当する者であるもの

同法施行規則第20条

法第17条第2項及び第19条第2項において準用する法第5条第1項第2号の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 管理上支障がない場合にあること。（以下省略）

審査基準

武器製造法第17条第1項の該当性の判断は、次に掲げるとおり。

- 1 昭和28年9月9日付28重局代1181号通商産業省重工業局長通知 二（法第17条関係）による。
- 2 昭和44年12月22日付44重局第2488号通商産業省重工業局長通知 記による。
- 3 昭和44年5月13日付44重局第76号通商産業省重工業局長通知による。
- 4 昭和46年9月16日付46重局1217号通商産業省重工業局長通知 記2による。

（当該通知は、消防チームで閲覧できます）

標準処理期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
8日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	8日	